

2026 年 4 月 23 日

スルガ銀行株式会社

アパマン問題の解決に向けた進捗状況について（2026 年 4 月 20 日時点）

シェアハウス以外の投資用不動産向け融資に係る問題（以下「アパマン問題」といいます。）に関し、アパマン問題の対象であるお客さまをはじめとしたご関係者の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

アパマン問題につきましては、スルガ銀行不正融資被害弁護団（以下「SI 被害弁護団」といいます。）から、2022 年 2 月に民事調停の申立てがありましたが、2025 年 10 月に裁判所から最終的な調停勧告（以下「本件調停勧告」といいます。）がなされたことを踏まえ、2025 年 12 月 15 日に当社及び SI 被害弁護団は共同声明を発表いたしました。その要旨は以下の通りです。

- SI 被害弁護団とスルガ銀行はいずれも今回の司法のご見解を重く受け止めており、本件調停勧告に沿ってアパマン問題の一日でも早い解決を図ってまいりたいと考えております。
- 今後、両者は協力して、申立人の皆さまそれぞれのご事情に寄り添い、適切な返済プランをご提案する取組み等を通じ、アパマン問題の解決を進めてまいります。

また、本件調停勧告において、解決金支払の対象外との見解が示された物件についても、新たな調停勧告が 2026 年 1 月 20 日に裁判所より示され、2026 年 3 月 17 日までに双方から応諾表明等があり、結果として、全 600 物件について調停が成立（もしくは調停外の和解等による示談が成立）いたしました。

- かかる結果を踏まえ、裁判所から、2026 年 3 月 17 日にて本件民事調停を終了するとの申し渡しがありました。

当社は調停結果を踏まえつつ、お客さまお一人おひとりのご事情に寄り添い、適切な返済プランをご提案する取組み等を、誠心誠意かつ全力で進めております。現在、当社の個別解決支援策についてお客さまに一層のご理解を

いただくとともに、必要書類等のご準備やご確認を含め、真摯かつ丁寧な対話を重ねていることから、合意に至るまでに一定のお時間を要しております。

今後も引き続き、真摯かつ丁寧な対応を最優先としつつ、アパマン問題の一日でも早い解決を図るべく当社は全力で努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

つきましては、2026年4月20日時点における進捗状況を、以下の通りご報告いたします。

記

調停勧告に基づく解決の進捗状況（2026年4月20日時点）

区 分	対象物件数 ^{*1} (2025.11 月末)	調停成立等	示談成立 [前月報告比]	ご相談中 [前月報告比]
A. 解決金支払の対象	193 物件	193 物件 (100%)	—	—
B. 解決金支払の対象外	407 物件	407 物件 ^{*3} (100%)	133 物件 ^{*3} [+15 物件]	274 物件 [▲15 物件]
合 計	600 物件 ^{*2}	600 物件 (100%)	—	—

*1 本件調停勧告の後、申立人のご意向で調停取下げ等となった4物件については、対象から除いた。

*2 本件調停勧告における調停目録（2025年11月末時点）に記載された対象物件のうち債権残高があるものをカウントした。なお、SI被害弁護団により2物件追加（同一債務者による複数物件保有）が後日要請され、追加対応については応諾したものの、ここでのカウントには加えていない。

*3 新たな調停勧告に沿って返済プランまで含めた示談が成立した物件および調停外の和解等による示談が成立した物件を含む。

- 「B. 解決金支払の対象外」で「調停成立等」となった407物件のうち、133物件については返済プランまで含めた示談（もしくは調停外の和解等による示談）が成立し、ご相談中の物件数は274物件（前月報告より15物件減少）となりました。

➤ 進捗状況の詳細は、後掲の「参考資料」をご覧ください。

以 上

参考資料：SI被害弁護団による民事調停申立案件の状況（2026年4月20日時点）

